（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

**○農林水産省告示第千五百七十八号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、合板の日本農林規格（平成十五年二月二十七日農林水産省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の合板の日本農林規格により格付の表示が付された合板については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第千五百七十九号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、集成材の日本農林規格（平成十九年九月二十五日農林水産省告示第千百五十二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成三十年一月十八日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の集成材の日本農林規格により格付の表示が付された集成材については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第千五百八十号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（平成二十年五月十三日農林水産省告示第七百一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の単板積層材の日本農林規格により格付の表示が付された単板積層材については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第千五百八十一号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格（平成九年三月二十七日農林水産省告示第四百四十六号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

**○農林水産省告示第千五百八十二号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、果実飲料の日本農林規格（平成十年七月二十二日農林水産省告示第千七十五号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

**○農林水産省告示第千五百八十三号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成十四年七月二十四日農林水産省告示第千三百五号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

**○農林水産省告示第千五百八十四号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成十七年六月三十日農林水産省告示第千百六十三号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

**○農林水産省告示第千五百八十五号**

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

平成二十九年十月二十日農林水産省告示第千五百七十三号（豆乳類の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における豆乳類についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第千五百八十七号**

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格により格付の表示が付された水産物缶詰及び水産物瓶詰については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第千五百八十五号**

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、炭酸飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

平成二十九年十月二十日農林水産省告示第千五百七十四号（畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における食料缶詰及び食料瓶詰についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第千五百八十八号**

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、煮干魚類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十五日農林水産省告示第千三百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）